

第2節

相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止

事件後、事実関係の徹底した検証と、それを踏まえた再発防止策を関係省庁一丸となって検討するため、政府は、厚生労働省を中心に、9名の構成員に加え、内閣府、警察庁、法務省、文部科学省のほか、神奈川県、相模原市といった関係自治体も参加した検討チームを平成28年8月に設置した。検討チームでは、その時点で把握された事実関係に基づく検証を行うとともに、関係団体等からの意見聴取を実施し、同様の事件が二度と発生しないよう、精神保健医療福祉等に係る現行制度に加え、いかなる新たな政策や制度が必要なのか、更には、いかなる社会を新たに実現していくことが必要なのかという観点から、計8回の会議を開催し、事実関係に基づく検証結果を中間とりまとめとして同年9月14日に、事件に関する再発防止策を報告書として12月8日に、それぞれ公表した。この翌日に開催された閣僚会議では、当該報告書の内容について報告されるとともに、再発防止策を実効性あるものとするため、関係府省庁で連

携して具体的な取組を進めることについて確認された。

また、ここで明らかとなった課題等に対応するため、措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられるよう所要の措置を講ずること等を内容とする「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案」が平成29年2月28日に閣議決定され、第193回国会に提出された（法律案の概要については、図表1-1）。



閣僚会議の様子（平成28年12月8日）

出典：首相官邸ホームページ (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201612/09syogaisya.html)

図表1-1

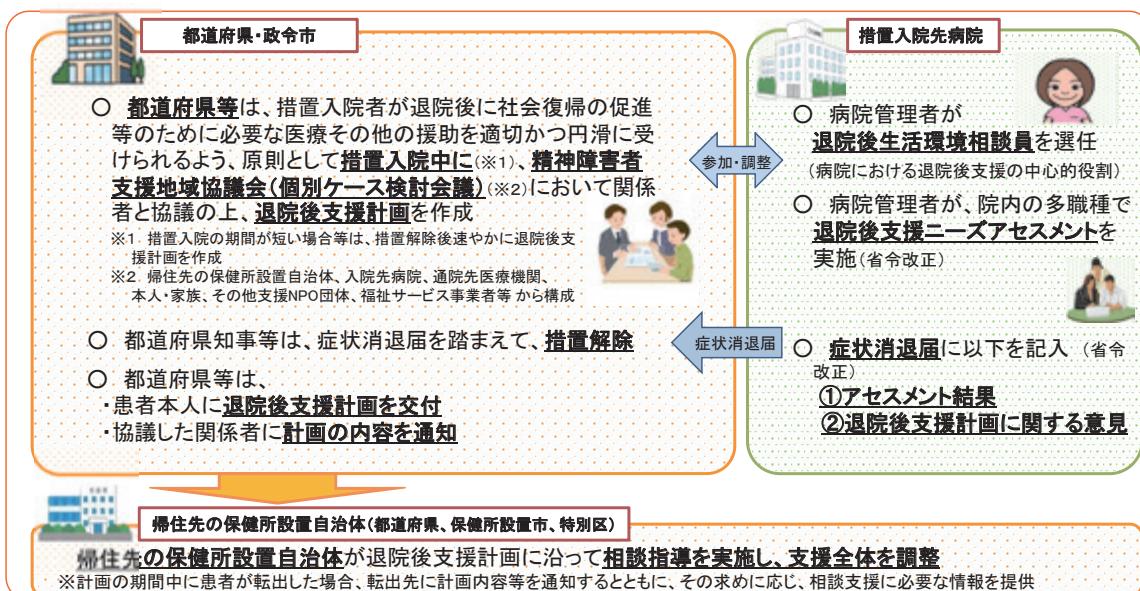
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案の概要	
改正の趣旨	○ 医療の役割を明確にすることー医療の役割は、治療、健康維持推進を図るもので、犯罪防止は直接的にはその役割ではない。 ○ 精神疾患の患者に対する医療の充実を図ることー措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられ、社会復帰につながるよう、地方公共団体が退院後支援を行う仕組みを整備する。 ○ 精神保健指定医の指定の不正取得の再発防止ー指定医に関する制度の見直しを行う。
改正の概要	
改正の趣旨を踏まえ、以下の措置を講ずる。	
1. 国及び地方公共団体が配慮すべき事項等の明確化	
国及び地方公共団体の義務として、精神障害者に対する医療は病状の改善など精神的健康の保持増進を目的とすることを認識するとともに、精神障害者の人権を尊重し、地域移行の促進に十分配慮すべきことを明記する。	
2. 措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備	
措置入院者が退院後に社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療その他の援助を適切かつ円滑に受けることができるよう、以下のような退院後支援の仕組みを整備する。	
(1) 措置を行った都道府県・政令市が、患者の措置入院中から、通院先の医療機関等と協議の上、退院後支援計画を作成することとする。(患者の帰住先の保健所設置自治体が別にある場合は、当該自治体と共同して作成)	
(2) 退院後は、患者の帰住先の保健所設置自治体が、退院後支援計画に基づき相談指導を行うこととする。	
(3) 退院後支援計画の対象者が計画の期間中に他の自治体に居住地を移転した場合、移転元の自治体から移転先の自治体に対して、退院後支援計画の内容等を通知することとする。	
(4) 措置入院先病院は、患者等からの退院後の生活環境の相談に応じる「退院後生活環境相談員」を選任することとする。	
3. 精神障害者支援地域協議会の設置	
保健所設置自治体は、措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられるよう、精神障害者支援地域協議会を設置し、(1)精神科医療の役割も含め、精神障害者の支援体制に関して関係行政機関等と協議するとともに、(2)退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整を行う。	
4. 精神保健指定医制度の見直し	
指定医の指定の不正取得の再発防止を図り、その資質を担保するため、指定医の指定・更新要件の見直しや、申請者が精神科医療の実務を行なうに当たり指導する指導医の役割の明確化等を行う。	
5. 医療保護入院の入院手続等の見直し	
患者の家族等がいない場合等に加え、家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切な医療の提供を確保する。	
施行期日	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(1.については公布の日)(予定)

1. 国及び地方公共団体が配慮すべき事項等の明確化

精神障害者に対する
医療の役割を
明確化する必要

国及び地方公共団体の義務として、精神障害者に対する医療は病状の改善など精神的健康の保持増進を目的とすることを認識するとともに、精神障害者の人権を尊重し、地域移行の促進に十分配慮すべきことを明記する。

2. 措置入院者等に対する退院後の医療等の支援を継続的に行う仕組みの整備



3. 精神障害者支援地域協議会の設置

- 保健所設置自治体は、措置入院者が退院後に継続的な医療等の支援を確実に受けられるよう、**精神障害者支援地域協議会を設置**し、
(1)精神科医療の役割も含め、**精神障害者の支援体制について関係行政機関等と協議**するとともに(代表者会議)
(2)**退院後支援計画の作成や実施に係る連絡調整**(個別ケース検討会議)
を行う。

精神障害者支援地域協議会の役割と構成

○ 代表者会議

地域における精神障害者の支援体制の構築を目的として開催。

① 協議内容

- ・ 地域の精神科医療機関の役割分担や連携
- ・ 関係機関間の情報の共有方法
- ・ 措置入院の適切な運用の在り方 等
 - 「いわゆる「グレーゾーン事例」への対応について
→ 行政、医療、警察の間の連携について協議
 - ・ 確固たる信念を持って犯罪を企画する者への対応
 - ・ 入院後に薬物使用が認められた場合の連絡体制
⇒ 該当する場合は別途個別に連携して対応

② 参加者

- ・ 市町村、警察等の関係機関
- ・ 精神科医療関係者
- ・ 障害福祉サービス事業者
- ・ 障害者団体、家族会 等

○ 個別ケース検討会議（調整会議）

措置入院患者について、退院後支援計画の作成や、実施に係る連絡調整を行うことを目的として開催。

① 協議内容

- 退院後支援計画の作成、実施に係る連絡調整

② 参加者

- ・ 都道府県・政令市の職員（計画作成時）
- ・ 措置入院先病院（計画作成時）
- ・ 措置入院者の帰住先の保健所設置自治体の職員
- ・ 措置入院者の帰住先の市町村の職員
- ・ 退院後の通院先医療機関
- ・ 本人・家族
- ・ その他支援NPO団体、障害福祉サービス事業者等

4. 精神保健指定医制度の見直し

精神保健指定医の指定の不正取得の再発防止を図り、その資質を担保するため、以下の改正を行う。

① 指定の不正取得の防止【通知改正】

指定医の指定に係る診断・治療に関する経験を、ケースレポートのみではなく、口頭試問により実践的に確認。

② 指定医の資質の確保

指定更新（5年）に当たり、研修受講だけでなく、措置診察や精神医療審査会への参加などの指定医業務の実績を要件とともに、指定・更新時の研修内容について、グループワークを用いた参加型研修を充実。

③ 指導医の位置づけの明確化

指導医を一定の要件を満たす指定医として位置づけ、指定申請時の実務経験は、指導医の指導の下に行われるべきことを法律上明確化。

④ 処分対象者等への対応

- ・ 指定医の職務停止や取消処分を受けた者に対する再教育研修の仕組みを導入。
- ・ 行政処分に当たって行う聴聞通知後に指定医を辞退する者に対して、指定医の取消処分を受けた者と同様に5年間は再指定しないことができる旨を明確化。

5. 医療保護入院の入院手続等の見直し

平成25年改正精神保健福祉法の施行後3年後見直しの規定等を踏まえ、以下の改正を行う。

① 医療保護入院に係る手続の見直し

医療保護入院の手続において、患者本人との関係悪化等を理由に家族等が同意、不同意の意思表示を行わない場合に、患者に対して適切な入院医療を提供する観点から、市町村長同意による医療保護入院を行うことを可能とする。

② 措置入院者・医療保護入院者に対する入院措置を探る理由の告知

都道府県知事又は政令市長が措置入院を行った場合に、措置入院者に対して行う告知の内容に、入院措置を探る理由を追加する。病院管理者が医療保護入院を行った場合も医療保護入院者に対して同様の告知を行うこととする。
※現行では、入院措置を探る旨、退院請求に関する事項、入院中の行動制限に関する事項を告知。

③ 措置入院が行われた場合の精神医療審査会による審査の実施

都道府県知事又は政令市長は、措置入院を行った場合に、措置入院の必要性について精神医療審査会（指定医、精神障害者の保健福祉に関する学識経験者、法律家による三者構成）の審査を求めなければならないこととする。

資料：厚生労働省